

赤潮警報第1号
県東部海域でシャットネラ属赤潮

県東部海域で、有害赤潮プランクトンのシャットネラ属が警報発令基準を超える密度で確認されましたので、赤潮警報第1号を発令します。
なお、この赤潮による漁業被害は現在報告されていません。

- 1 発令日
令和7年7月22日（火）
- 2 発令海域
県東部海域（三原市以東）
- 3 出現している有害種および最高密度
シャットネラ属
最高密度：155細胞／ml 調査地点：福山市田尻地先

シャットネラ・アソチーカ、シャットネラ・マリナ、シャットネラ・オハータの赤潮基準	
注意報	基準密度…合計 10細胞/ml 以上 発生範囲………魚類養殖漁場から 20km 以内の地区
警報	基準密度…合計 100細胞/ml 以上 発生範囲………魚類養殖漁場から 10km 以内の地区

- 4 調査機関
東部農林水産事務所
- 5 対応
プランクトン調査結果を関係市・漁協に伝達した。
また、漁業者には次のことを注意するよう呼びかけている。
(1) 魚や漁場環境の調査監視を強化し、情報連絡を迅速にかつ密にすること。
(2) 養殖魚については、餌止めをするか、質のよい餌を少量給餌するようにし、ストレスを与えないように注意すること。
(3) 県は定期的に養殖漁場周辺のプランクトン調査を実施する。
(4) 解除等の際は情報提供する。

6 本年の注意報・警報発令状況

発令月日	区分	対象プランクトン	対象海域	備考
7月22日	警報第1号	シャットネラ属	県東部海域	

※広島県のホームページ「赤潮情報」
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/1170324265768.html>

プランクトン調査結果（福山管内・臨時）

令和7年7月22日 東部農林水産事務所水産課

- 本日の赤潮調査結果は次のとおりです。

調査日：令和7年7月22日（火）

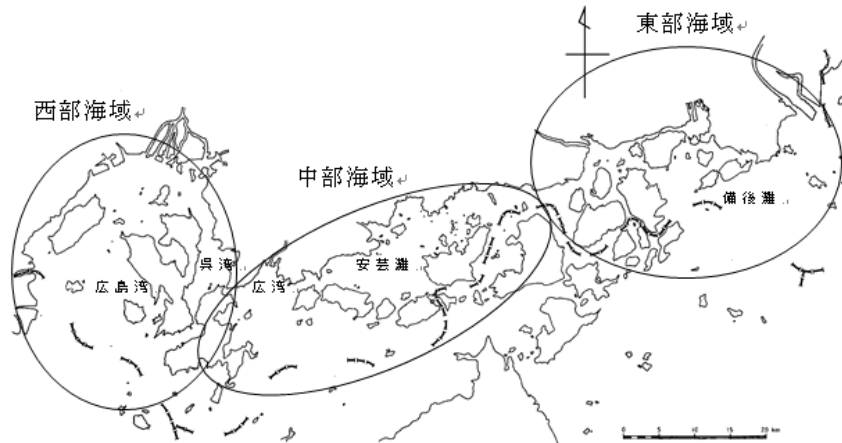
	採水場所	水温(℃)	時刻	プランクトン数(細胞数/ ml)			
				シャットネラ spp.	カレニア・ミキモイ	ヘテロシグマ・アカシオ	プロロセントラム spp.
①	内浦湾	28.6	9:25	1	0	0	0
②	千年	28.3	9:55	8	0	0	0
③	箱崎	29.9	9:06	1	0	5	0
④	横田	29.3	9:40	0	0	0	0
⑤	鞆	29.4	10:22	1	0	0	0
⑥	田尻	32.4	10:36	155	0	4	0

※シャットネラ spp.(アンティーカ、マリーナ、オバータ)：合計値10細胞数/mlで注意報、100細胞数/ml以上で警報となります。
※有害種及び赤潮発生時に情報伝達が必要な種について検出されたものののみ記載。



参 考 資 料

1 海域概要



2 赤潮の種類

シャットネラ赤潮について

海産ラフィド藻の一種であり、赤潮の原因藻類の一つである。大きさは数十ミクロン程度で、海水温 20～30℃になる夏場に増殖し赤潮となり、数百細胞／ml を超えるレベル（警報レベル）になると、魚類のへい死を引き起こす危険性がある。（右の図1はシャットネラ・アンティーカの顕微鏡写真）



図 1

3 昨年度（令和6年度）の赤潮注意報・警報の発令状況

発令月日	区分	対象プランクトン	対象海域	備考
6月25日	注意報第1号	シャットネラ属	県東部海域	7月25日に警報第1号に切替
7月25日	警報第1号		県東部海域	
7月25日	注意報第2号	カニア・ミキトイ	県東部海域	
8月1日	注意報第3号	カニア・ミキトイ	県西部海域	

補足：県東部海域（警報第1号、注意報第2号）は10月16日、県西部海域（注意報第3号）は10月17日に解除

赤潮発令基準

1 赤潮注意報発令基準

次の（１）、（２）の条件を満たすものとする。

（１）赤潮基準密度

被害対象種	赤潮プランクトン種	基準密度（細胞／ml）
魚 類	カレニア・ミキモトイ	500以上
	シャットネラ・アンティーカー シャットネラ・マリーナ シャットネラ・オバータ	合計 10以上
	ヘテロシグマ・アカシオ	5,000以上
	カレニア・ディジタータ（G.伊万里型）	20以上
	コクロディニウム・ポリクリコイデス	100以上
	その他	50以上

（２）発生地区

魚 類：魚類養殖漁場から20km以内の地区に発生した場合。

ただし、カレニア・ディジタータにあつては、ノリ養殖漁場も含む。

また、ヘテロシグマ・アカシオにあつては、魚類養殖場内で発生した場合のみとする。

（３）その他

上記に定める以外のプランクトンの増殖により養殖魚介類に被害を引き起こすおそれがある場合には、注意報を発令する。

2 赤潮警報発令基準

次の（１）、（２）の条件を満たすものとする。

（１）赤潮基準密度

被害対象種	赤潮プランクトン種	基準密度（細胞／ml）
魚 類	カレニア・ミキモトイ	5,000以上
	シャットネラ・アンティーカー シャットネラ・マリーナ シャットネラ・オバータ	合計 100以上
	ヘテロシグマ・アカシオ	50,000以上
	カレニア・ディジタータ（G.伊万里型）	100以上
	コクロディニウム・ポリクリコイデス	1,000以上
	その他	500以上

(2) 発生地区

魚 類：魚類養殖漁場から10km以内の地区に発生した場合。

ただし、カレニア・ディジタータにあつては、ノリ養殖漁場も含む。

また、ヘテロシグマ・アカシオにあつては、魚類養殖場内で発生した場合のみとする。

(3) その他

上記に定める以外のプランクトンにより養殖魚介類に被害が発生し、被害拡大のおそれがある場合には、被害が収束するまでの間、警報を発令する。

3 その他

(1) 赤潮注意報及び赤潮警報以外に、次のア、イの条件を満たすとき、赤潮情報収集・伝達配備体制要領に基づいて情報を伝達する。

ア 赤潮基準密度

赤潮プランクトン（属）	基準密度(細胞／ml)
タラシオシーラ	10,000以上
ギムノディニウム、 ロドモナス、 スケルトネマ、リゾソレニア キートセロス、ディクディオカ ペリディニウム	5,000以上
ギロディニウム、ニッチア メソディニウム、プロロセントラム、 アステリオネーラ	500以上
ポリクリコス	100以上
ノクチルカ	50以上

イ 発生範囲

赤潮基準密度を超えた発生範囲が1km²以上と推定される場合